## 振興会・商工組合の門扉取扱いについて

現在、商工組合の重量税窓口側に隣接する駐車場(陸運事務所正面)は、24時間の出入りが可能となっておりますが、検査場側に隣接する駐車場については保安上の観点から、業務時間外と休日は出入りを制限して管理を行っています。

<u>しかしながら、不正に作成した駐車場の鍵を使用している様子がある</u> ため、下記により構内の鍵を全交換します。

また、駐車場は組合の予備検査場や窓口利用の際に一時的に停車を行 うためのスペースとなっています。駐車場に長期間車両を駐車している 方は直ぐに車両を撤去してください。

また、こちらの施設に長時間停車をして、他の予備検査場を利用する代 行業者も見受けられます。このような行為は、会員・組合員の利用の際に 妨げとなりますので構内への駐停車を禁止します。

持ち込み施設(陸事・軽自動車)の駐車場を利用してください。

現在の利用状況では、全ての出入り口に施錠を行う事にもなりかねません。会員・組合員の施設ですからマナーを厳守して利用いただきますようお願いをいたします。

記

●実施予定日 令和2年6月30日(火)